

法務省民事局参事官室担当官 殿

事務連絡

平成27年3月18日

警察庁

「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案」について

標記の件については、下記のとおり質問を提出しますのでよろしく取り計らい願います。

記

- 1 民法第3編第1章第7節において「有価証券」の類型として置かれている「指図証券」、「記名式所持人払証券」、「その他の記名証券」及び「無記名証券」について、それぞれの具体例を教示されたい。また、民法における「有価証券」は、上記4類型で尽きるものと解してよろしいか。
- 2 民法第520条の5、第520条の15及び第520条の20において準用する第520条の15のそれぞれの規定により取得された「指図証券」、「記名式所持人払証券」及び「無記名証券」については、民法第193条及び第194条の回復請求の対象とならないと解してよろしいか。また、「その他の記名証券」については、民法第520条の5、第520条の15及び第520条の20と同旨の規定が置かれていないことから、民法第193条及び第194条の回復請求の対象となり得ると解してよろしいか。
- 3 民法第520条の2から第520条の20までの規定の経過措置として、同規定の施行日前に発行された証券については適用しないとする旨の規定を置いた理由を、証券の取得時ではなく、発行時を起点とした理由も含めて教示されたい。
- 4 発行日が特定できない証券と民法第520条の2から第520条の20までの規定の適用関係について教示されたい。

警察庁法令担当官 殿

平成27年3月18日
法務省民事局参事官室

「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案」について（回答）

標記について、3月18日付けで貴庁より提出のあった質問に対し、下記のとおり回答いたします。

なお、再質問がある場合は、3月18日（水）18時までに、また、ご意見がある場合は、従来どおり、3月20日（金）18時までに提出願います。

期限までに提出のない場合は、意見等なしとして処理させていただきますので、あらかじめ御承知願います。

記

1 民法第3編第1章第7節において、「有価証券」の類型として置かれている「指図証券」、「記名式所持人払証券」、「その他の記名証券」及び「無記名証券」について、それぞれの具体例を教示されたい。また、民法における「有価証券」は、上記4類型で尽きるものと解してよろしいか。

【回答】各類型の具体例は、次のとおり。

指図証券 : 船荷証券

記名式所持人払証券 : 記名式の社債券

その他の記名証券 : 裏書を禁ずる旨を記載した船荷証券

無記名証券 : 無記名式の社債券

民法における「有価証券」が上記4類型で尽きることは、御指摘のとおり。

2 民法第520条の5、第520条の15及び第520条の20において準用する第520条の15のそれぞれの規定により取得された「指図証券」、「記名式所持人払証券」及び「無記名証券」については、民法第193条及び第194条の回復請求の対象とならないと解してよろしいか。また、「その他の記名証券」については、民法第520条の5、第520条の15及び第520条の20と同旨の規定が置かれていないことから、民法第193条及び第194条の回復請求の対象となり得ると解してよろしいか。

【回答】前段については、御指摘のとおり。

後段については、その他の記名証券についても改正前の民法第86条第3項に

相当する規定はないため、同法第192条の適用はなく、したがって、同法第193条及び第194条の適用もない。

- 3 民法第520条の2から第520条の20までの規定の経過措置として、同規定の施行日前に発行された証券については適用しないとする旨の規定を置いた理由を、証券の取得時ではなく、発行時を起点とした理由も含めて教示されたい。

【回答】旧法と新法のいずれが適用されるかについての当事者の期待・予測を保護するということを経過措置の原則的な考え方としている。改正後の民法第520条の2から第520条の20までの規定については、証券の発行時に当該証券について適用される法律についての当事者の期待が生じていると考えられる。他方でこれを修正すべき特段の事情があるとは考えられないことから、証券の発行時を基準時として経過措置を設けることとした。

- 4 発行日が特定できない証券と民法第520条の2から第520条の20までの規定の適用関係について教示されたい。

【回答】「発行日が特定できない証券」の意味が明瞭でないが、発行日の特定が容易でない事案を指すものであるとすると、発行日が施行日後であることを立証することができる場合には、新法が適用されることになる。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する
意見

府省庁名	財務省関税局関税課	TEL（直通）	[REDACTED]
担当者名	小山田	E-mail	[REDACTED]

意見及びその理由

1. 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」といいます。）第127条において、関税法第14条の2第2項の改正を行うこととされていますが、同項については、現在財務省から国会に提出している「関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」（以下「関税改正法」といいます。）においても改正を予定しております。

整備法における関税法第14条の2の改正部分と、関税改正法における改正部分とで重複する部分はなく、整備法本文への影響はないところですが、関税改正法の成立時期（3月末予定（日切れ法案））によっては、整備法の閣議決定日における整備法新旧対照表の規定が、関税改正法による改正後の関税法の規定とで異なることとなります（現在、整備法新旧対照表は、関税改正法による改正前の関税法の規定となっています。）。

関税改正法の新旧対照表をお送りいたしますので、要すれば、整備法新旧対照表を修正いただけますよう、お願ひ致します。

【回答】（当庁記入欄）

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案）新旧対照条文目次

- 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第一条関係）
- 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（無申告加算税）

第十二条の三（省略）

2~4

（省略）

5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

6~7（省略）

（徵收權の消滅時効）

第十四条の二（省略）

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徵收權の消滅時効）及び第七

十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、
關稅の徵收權の時効について準用する。この場合において、同条第一
項中「部分の国税」とあるのは「部分の關稅」と、同項第一号中「國
稅」とあるのは「關稅」と、「第三十五条第二号（更正又は決
定による納付）」とあるのは「關稅法第九条第二項（申告納稅方式に
よる關稅等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一
項又は第二項（申告納稅方式による国税の重加算税）の規定によるも
のに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの國税」とある
のは「これらの關稅」と、「第三十五条第三項」とあるのは「關稅法
第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「國

（無申告加算税）

第十二条の三 同上

2~4 同上

5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

6~7 同上

（徵收權の消滅時効）

第十四条の二 同上

2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徵收權の消滅時効）及び第七

十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、
關稅の徵收權の時効について準用する。この場合において、同条第一
項中「部分の国税」とあるのは「部分の關稅」と、同項第一号中「國
稅」とあるのは「關稅」と、「第三十五条第二号（更正又は決
定による納付）」とあるのは「關稅法第九条第二項（申告納稅方式に
よる關稅等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一
項又は第二項（申告納稅方式による国税の重加算税）の規定によるも
のに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの國税」とある
のは「これらの關稅」と、「第三十五条第三項」とあるのは「關稅法
第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「國

税」とあるのは、「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは、「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは、「に係る」と、「法定納期限」とあるのは、「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは、「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは、「当該納税申告に係る書面」と、同項第一号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは、「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは、「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは、「延納」と、「部分の国税」とあるのは、「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは、「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）とあるのは、「関税（附帯税及び関税）と、「当該国税」とあるのは、「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは、「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

「税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）」と、同項第一号中「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、「同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税についての関税」と読み替えるものとする。

3
省
(器)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一
·
(省略)

（輸入してはならない貨物）
第六十九条の十一 同 上

3
同上

一
同
上

第六十九条の十一 同 上

）に規定する指定薬物（同法第七十六条の四（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するため輸入するものを除く。）

二〇十（省略）

2・3（省略）

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項、第五項及び第六項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（省略）	（省略）	（省略）

二〇十 同上

2・3 同上

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項及び第五項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。
2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国との譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいづれか低いもの（関税についての条約の特

（暫定税率）

第一条 別表第一に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。
2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国との譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいづれか低いもの（関税についての条約の特

別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十七年度においては、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

257 (省略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十七年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦

別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十六年度においては、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつて、オーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

257 同上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成二十六年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項

の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一四 (省略)

2・3 (省略)

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、関税定率法別表第〇一・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇一・〇一項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一四 同上

2・3 同上

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十六年度までの各年度において、関税定率法別表第〇一・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇一・〇一項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以

下この条において「冷凍牛肉」という。)について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十七年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの)の二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成二十七年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。)に係る輸入数量との合計数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。)その超える

下この条において「冷凍牛肉」という。)について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十六年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの)の二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成二十六年度においては、当該年度の初日から当該年度の第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。)の効力発生の日(以下この号及び第七条の八第一項において「協定発効日」という。)前後の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。)に係る輸入数量との合計数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。)その超える

こととなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十七年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで

2 (省 略)

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成二十七年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十七年度においては、当該協定

大臣が告示する数量（第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十六年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。）を超えた場合（平成二十六年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。）当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

3 2 同 上

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量（平成二十六年度においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量）を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十六年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成二十六年度においては、当該協定

対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、関税税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。) (以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の人において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一一号の一、第〇一〇三・一二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇一〇六・三〇号の二の〔及び第〇二〇六・四九号の二の〔に掲げる豚のくず肉、同表第〇一一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇一一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇一・四一号の一、第一六〇一・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の〔に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の人において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の〔中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の〔中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の〔中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の〔中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三

対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十六年度までの各年度において、関税税率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。) (以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の人において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一一号の一、第〇一〇三・一二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇一〇六・三〇号の二の〔及び第〇二〇六・四九号の二の〔に掲げる豚のくず肉、同表第〇一一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇一一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇一・四一号の一、第一六〇一・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の〔に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の人において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の〔中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の〔中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の〔中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の〔中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三

四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

2 平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 (省略)

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きてい

四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

2 平成七年度から平成二十六年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きてい

る豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

別表の番号	品名	税率
（省略） ○四〇一・一〇	（省略） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの (省略)	（省略）
（H） 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間ににおいて授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後		

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

別表の番号	品名	税率
同上 ○四〇一・一〇	同上 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの 同上	同上
（H） 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間ににおいて授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後		

る豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

期課程を含む。）、

特別支援学校若しく

は幼稚園の児童、生

徒若しくは児童、政

令で定める児童福祉

施設の児童又は児童

福祉法（昭和二十二

年法律第百六十四号）

）第六条の三第九項

、第一〇項若しくは

第一二項に規定する

事業による保育を受

けの児童の給食の用

に供されるもの（以

下この項において「

学校等給食用のもの

」という。）及び配

合飼料のうち政令で

定めるものの製造に

使用するためのもの

（以下この項において「

飼料用のもの」

という。）

(1) 学校等給食用のも

のうち

この号の二の(1)

の(1)及び第〇四

〇二・二一号の

二の(1)に掲げる

期課程を含む。）、

特別支援学校若しく

は幼稚園の児童、生

徒若しくは児童、政

令で定める児童福祉

施設の児童の給食

の用に供されるもの

（以下この項におい

て「学校等給食用の

もの」という。）及

び配合飼料のうち政

令で定めるものの製

造に使用するための

もの（以下この項に

おいて「飼料用のも

の」という。）

(1) 学校等給食用のも

のうち

この号の二の(1)

の(1)及び第〇四

〇二・二一号の

二の(1)に掲げる

粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの

(2)

飼料用のもの

ち

学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度

数量以内のもの

(1) その他のもの
独立行政法人農畜産業振興機構が加

無税

無税

粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの

(2)

飼料用のもの

ち

学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度

数量以内のもの

(1) その他のもの
独立行政法人農畜産業振興機構が加

無税

無税

工原料乳生産者補
給金等暫定措置法

第一三条第一項に
規定する数量の範

囲内で輸入するも
の及び同条第二項

に規定する農林水
産大臣の承認を受

けて輸入するもの
のうち

その他ものうち

(2)

学校等給食用以
外の脱脂粉乳に
係る共通の限度
数量以内のもの

(省
略)

(省
略)

一五%

一五%

同上

一七・〇三

糖みつ（砂糖の抽出又は精製の
際に生ずるものに限る。）
甘しや糖みつ

二 その他もののうち

関税定率法第一三条

第一項の規定の適用

を受けないもののうち

ち

アルコールの製造
用のもののうち、
この号の二及び第
一七〇三・九〇号
の一に掲げる糖み

学校等給食用以
外の脱脂粉乳に
係る共通の限度
数量以内のもの

同上

同上

一五%

(2)

その他ものうち

産大臣の承認を受

けて輸入するもの

のうち

工原料乳生産者補
給金等暫定措置法

第一三条第一項に
規定する数量の範

囲内で輸入するも
の及び同条第二項

に規定する農林水

産大臣の承認を受

けて輸入するもの

のうち

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第一案、第七条の三、第七条の六関係）		(省略)	
		(省略)	
		(省略)	
品 名	関税率法	税 率	税 率
八年三 月一日か ら平成	平成七 年四月	平成八 年四月	平成九 年四月
九年三 月一日か ら平成	平成八 年四月	平成九 年四月	平成一 〇年四月
一〇年三 月一日か ら平成	平成九 年四月	平成一 〇年四月	平成一 一年四月
成一 一月一日 から平	平成一 一年四月	平成一 一年四月	平成一 二年四月
成一 一月一日 から平	平成一 二年四月	平成一 二年四月	平成一 三年四月
成一 一月一日 から平	平成一 三年四月	平成一 三年四月	平成一 四年四月

品 名	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
関税定率法	別表第一の三 民営的暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表 (第一条、第七条の三、第七条の六関係)	一七〇〇・九〇	二二 その他のもの	以下この項において「共通の限度数量」という。) 以内のもの	つについて、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(内 の もの	内 の もの
八年三 月一日か ら平成 九年三 月一日か ら平成 一〇〇年 成一 成二 成二七	平成七 年四月 一日か ら平成 平成八 年四月 一日か ら平成 平成九 年四月 一日か ら平成 平成一 〇年四 月一日 から平 成一 二年四 月一日 から平 成一 二年四 月一日 から平	税 率	一 アルコールの製 用のもので、共通 の限度数量以内の もの	一 第一項の規定の適用 を受けないもののうち	一 関税定率法第一三一条	二 その他のもののうち	二 その他のもの

無税

別表の番号	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
○一・II(B)	粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る)	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	三月三日	
	一 沙糖をえたもの(つぶ)	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで	日本まで
	二 その他のもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	に輸入されるとのもの	
	丁 小学校、中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間に於いて授業を行う課程を置く高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは在院政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の二第九項、第十項若しくは第二項に規定する事業による保護を受ける児童の給食の用に供されるもの (以下「この項において「学校等給食用のもの」という。) 及び配合飼料のうち政令で定めるもの (以下「この項において「飼料用のもの」という。) のつぶ	日本までに輸入されるるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	日本までに輸入されるもの	
別表 第〇四〇一・一〇号	の工に於ける税率の適用を受けるもの以外のもの	一キロ グラム につき 一〇九円 四三三 銭	一キロ グラム につき 一〇九円 四六七 銭	一キロ グラム につき 一〇九円 三三三 銭	一キロ グラム につき 九七円 九四円 六七銭	一キロ グラム につき 九二円	一キロ グラム につき 一〇〇円 一〇二円	一キロ グラム につき 一〇〇円 一〇九円	一キロ グラム につき 一〇九円 一〇九円											

別表の番号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
○一・II(O)	粉状、粒状その他の固形状のもの (脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る)	月三日																	
	一 沙糖をえたもの(つぶ)	日本まで																	
	二 その他のもの	に輸入されるとのもの																	
	丁 小学校、中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間に於いて授業を行う課程を置く高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは在院政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法第六条の二第九項、第十項若しくは第二項に規定する事業による保護を受ける児童の給食の用に供されるもの (以下「この項において「学校等給食用のもの」という。) 及び配合飼料のうち政令で定めるもの (以下「この項において「飼料用のもの」という。) のつぶ	日本までに輸入されるもの																	
別表第一〇四〇一・一〇号	の工に於ける税率の適用を受けるもの以外のもの	同上																	

項 名		基 準 輸 入 価 格	
(省略)	(省略)	平成七年四 月一日から	平成八年四 月一日から
(省略)	月三一日ま でに輸入さ れるもの	平成九年三 月三一日ま でに輸入さ れるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三一 日までに輸 入されるも の
(省略)	月三一日ま でに輸入さ れるもの	平成一〇年 四月一日か ら平成一二 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一二年 四月一日か ら平成一八 年三月三一 日までに輸 入されるも の
(省略)	月三一日ま でに輸入さ れるもの	平成一一〇年 四月一日か ら平成一二 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一二年 四月一日か ら平成一八 年三月三一 日までに輸 入されるも の
(省略)	月三一日ま でに輸入さ れるもの	平成一一〇年 四月一日か ら平成一二 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一一二年 四月一日か ら平成一八 年三月三一 日までに輸 入されるも の

別表第一の二の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項目名	基準輸入価格
平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
平成八年三月三一日まで	平成九年三月三一日まで
でこ箱入さ	平成一〇年三月三一日まで
までご輸入	平成一一四年三月三一日まで
でこ箱入さ	平成一二年三月三一日まで
までご輸入	平成一二年四月一日から

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表（第七条の四関係）

項 名		基 準 輸 入 価 格	
同 上	同 上	平成七年四 月一日から 平成八年三 月三一日ま でに輸入さ れるもの	平成八年四 月一日から 平成九年三 月三一日ま でに輸入さ れるもの
同 上	同 上	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三一日 までに輸入 されるもの	平成九年四 月一日から 平成一〇年 三月三一日 までに輸入 されるもの
同 上	同 上	平成一〇年 四月一日か ら平成一一 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一〇年 四月一日か ら平成一二 年三月三一 日までに輸 入されるも の
同 上	同 上	平成一一 年四月一日 から平成一 二年三月三 日までに輸 入されるも の	平成一一 年四月一日 から平成一 二年三月三 日までに輸 入されるも の
同 上	同 上	平成一二年 四月一日か ら平成一七 年三月三一 日までに輸 入されるも の	平成一二年 四月一日か ら平成一七 年三月三一 日までに輸 入されるも の

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係)

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急課税対象品目表（第七条の四関係）

項名 品目

1～101	(省略)
101	關稅率表第五〇〇一・〇〇から上記する物品のうち 玉糸以外のもので織度が二二中のもの
102	關稅率表第五〇〇一・〇〇から上記する物品のうち 玉糸以外のもので織度が二二中のもので政令で定める規格以外のもの
103	(省略)
104	(省略)

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る關稅の緊急措置に係る暫定關稅率表 (第七条の六関係)

別表の番号	品名	稅率									
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一〇年四月一日から
	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から
	平成八年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成九年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一〇年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一一年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一二年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一〇年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一一年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一二年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一〇年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一一年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一二年三月三一日までに輸入さ れるもの
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る關稅の緊急措置に係る暫定關稅率表 (第七条の六関係)

別表の番号	品名	稅率									
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から	平成一〇年四月一日から
	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から	月一日から
	平成八年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成九年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一〇年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一一年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一二年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一〇年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一一年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一二年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一〇年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一一年三月三一日までに輸入さ れるもの	平成一二年三月三一日までに輸入さ れるもの
	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する
意見

府省庁名	財務省関税局関税課	TEL（直通）	[REDACTED]
担当者名	小山田	E-mail	[REDACTED]

意見及びその理由

1. 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」といいます。）第127条において、関税法第14条の2第2項の改正を行うこととされていますが、同項については、現在財務省から国会に提出している「関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」（以下「関税改正法」といいます。）においても改正を予定しております。

整備法における関税法第14条の2の改正部分と、関税改正法における改正部分とで重複する部分はなく、整備法本文への影響はないところですが、関税改正法の成立時期（3月末予定（日切れ法案））によっては、整備法の閣議決定日における整備法新旧対照表の規定が、関税改正法による改正後の関税法の規定とで異なることとなります（現在、整備法新旧対照表は、関税改正法による改正前の関税法の規定となっています。）。

関税改正法の新旧対照表をお送りいたしますので、要すれば、整備法新旧対照表を修正いただけますよう、お願い致します。

【回答】（当庁記入欄）

御指摘のとおり、新旧対照表を関税改正法による改正を踏まえたものに修正する。

民法の一部を改正する法律案についての質問用紙

府省名	文部科学省	TEL (直通)	[REDACTED]
部局課室名	文化庁著作権課著作物流通推進室	FAX	[REDACTED]
担当者名	星川・吉田	e-mail	[REDACTED]

質問

1. 第五百四十八条の四第一項第二号について

「その他の変更に係る事情」とはどのような事情を想定しての規定か。想定される具体的な事情とあわせてご教示願いたい。

2. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）は、著作権等の管理を委託する者の保護と著作物等の利用の円滑化を目的としており、委託者及び使用者の利益保護の観点から、著作権等管理事業を行う者に対して、管理委託契約約款（同法第十一條）及び使用料規程（同法第十三條）を定め文化庁長官へ届け出ることを義務付けている。関連して、文化庁長官は、委託者又は利用者の保護のため管理委託契約約款又は使用料規程の変更等の業務改善命令を出すことができることとなっている。管理委託契約約款及び使用料規程が「定型約款」に該当する場合、著作権等管理事業法の規定に基づいて変更が届出られた場合、これは「その他の変更に係る事情」として合理性を認める方向で考慮されることになるか。

3. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法においては、使用料規程の変更を使用とするときは、利用者又は利用者団体からあらかじめ意見を聴取するように努めることとなっている（同法第十三條第二項）事前の意見聴取において、利用者又は利用者団体から変更内容について反対意見が出された場合は、「その他の変更に係る事情」として合理性の判断に影響を与えると解されるのか。

民法の一部を改正する法律案についての質問用紙

府省名	文部科学省	TEL (直通)	[REDACTED]
部局課室名	文化庁著作権課著作物流通推進室	FAX	[REDACTED]
担当者名	星川・吉田	e-mail	[REDACTED]

質問

1. 第五百四十八条の四第一項第二号について

「その他の変更に係る事情」とはどのような事情を想定しての規定か。想定される具体的な事情とあわせてご教示願いたい。

【回答】

「その他の変更に係る事情」とは、例示として挙げている変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容以外の事情を広く含むものであるが、例えば、以下のような事情が想定される。なお、これらの事情がなければ変更が合理的であるといえないというものではなく、第五百四十八条の四第一項第二号該当性は、飽くまでも総合的に判断される。

- ・変更について個別の同意を得ることにつき、相当のコストを要するなどそれが困難であるかどうか
- ・変更が効力を生ずるまでにどの程度の猶予時期があるか
- ・変更にあたって、変更に不服のある相手方に対して何らかの代償的手段（解約権の付与など）を与えているか、及びその内容

2. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）は、著作権等の管理を委託する者の保護と著作物等の利用の円滑化を目的としており、委託者及び使用者の利益保護の観点から、著作権等管理事業を行う者に対して、管理委託契約約款（同法第十一條）及び使用料規程（同法第十三條）を定め文化庁長官へ届け出ることを義務付けている。関連して、文化庁長官は、委託者又は利用者の保護のため管理委託契約約款又は使用料規程の変更等の業務改善命令を出すことができることとなっている。管理委託契約約款及び使用料規程が「定型約款」に該当する場合、著作権等管理事業法の規定に基づいて変更が届出られた場合、これは「その他の変更に係る事情」として合理性を認める方向で考慮されることになるか。

【回答】

約款の変更が個別事業法に基づき適切な手続を経てされたものであるという事実は、変更の合理性を認定するための積極的な考慮要素の一つとなり得るものと考えられる。

3. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法においては、使用料規程の変更を使用とするときは、利用者又は利用者団体からあらかじめ意見を聴取するように努めることとなっている（同法第十三條第二項）事前の意見聴取において、利用者又は利用者団体から変更内容について反対意見が出された場合は、「その他の変更に係る事情」として合理性の判断に影響を与えると解されるのか。

【回答】

1. の回答記載のとおり、「その他の変更に係る事情」は幅広い事情を含むものであるため、意見聴取手続を実施していることや、当該手続において利用者等から変更に関して反対意見が出されていることなどは、考慮され得るものと考えられるが、飽くまでも考慮要素の一つであり、第五百四十八条の四第一項第二号該当性は、飽くまでも総合的に判断される。

民法の一部を改正する法律案についての質問用紙

府省名	文部科学省	TEL (直通)	[REDACTED]
部局課室名	文化庁著作権課著作物流通推進室	FAX	[REDACTED]
担当者名	星川・吉田	e-mail	[REDACTED]

質問

1. 第五百四十八条の四第一項第二号について

「他の変更に係る事情」とはどのような事情を想定しての規定か。想定される具体的な事情とあわせてご教示願いたい。

【回答】

「他の変更に係る事情」とは、例示として挙げている変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容以外の事情を広く含むものであるが、例えば、以下のような事情が想定される。なお、これらの事情がなければ変更が合理的であるといえないというものではなく、第五百四十八条の四第一項第二号該当性は、飽くまでも総合的に判断される。

- ・変更について個別の同意を得ることにつき、相当のコストを要するなどそれが困難であるかどうか
- ・変更が効力を生ずるまでにどの程度の猶予時期があるか
- ・変更にあたって、変更に不服のある相手方に対して何らかの代償的手段（解約権の付与など）を与えていたり、及びその内容

2. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）は、著作権等の管理を委託する者の保護と著作物等の利用の円滑化を目的としており、委託者及び使用者の利益保護の観点から、著作権等管理事業を行う者に対して、管理委託契約約款（同法第十一條）及び使用料規程（同法第十三條）を定め文化庁長官へ届け出ることを義務付けている。関連して、文化庁長官は、委託者又は利用者の保護のため管理委託契約約款又は使用料規程の変更等の業務改善命令を出すことができることとなっている。管理委託契約約款及び使用料規程が「定型約款」に該当する場合、著作権等管理事業法の規定に基づいて変更が届出られた場合、これは「他の変更に係る事情」として合理性を認める方向で考慮されることになるか。

【回答】

約款の変更が個別事業法に基づき適切な手続を経てされたものであるという事実は、変更の合理性を認定するための積極的な考慮要素の一つとなり得るものと考えられる。

【再質問】

「約款の変更が個別事業法に基づき適切な手続を経てされたものであるという事実」については、変更の合理性を認定するための積極的な考慮要素の一つとなり得ることであるが、個別事業法に基づき変更後に届出られた約款の合理性を判断する上で、行政が届け出られた約款の変更等の業務改善命令を行うことができるという点は、どのように考慮されるか。

3. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法においては、使用料規程の変更を使用とするときは、利用者又は利用者団体からあらかじめ意見を聴取するように努めることとなっている（同法第十三条第二項）事前の意見聴取において、利用者又は利用者団体から変更内容について反対意見が出された場合は、「その他の変更に係る事情」として合理性の判断に影響を与えると解されるのか。

【回答】

1. の回答記載のとおり、「その他の変更に係る事情」は幅広い事情を含むものであるため、意見聴取手続を実施していることや、当該手続において利用者等から変更に関して反対意見が出されていることなどは、考慮され得るものと考えられるが、飽くまでも考慮要素の一つであり、五百四十八条の四第一項第二号該当性は、飽くまでも総合的に判断される。

民法の一部を改正する法律案についての質問用紙

府省名	文部科学省	TEL (直通)	[REDACTED]
部局課室名	文化庁著作権課著作物流通推進室	FAX	[REDACTED]
担当者名	星川・吉田	e-mail	[REDACTED]

質問

1. 第五百四十八条の四第一項第二号について

「その他の変更に係る事情」とはどのような事情を想定しての規定か。想定される具体的な事情とあわせてご教示願いたい。

【回答】

「その他の変更に係る事情」とは、例示として挙げている変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容以外の事情を広く含むものであるが、例えば、以下のような事情が想定される。なお、これらの事情がなければ変更が合理的であるといえないというものではなく、第五百四十八条の四第一項第二号該当性は、飽くまでも総合的に判断される。

- ・変更について個別の同意を得ることにつき、相当のコストを要するなどそれが困難であるかどうか
- ・変更が効力を生ずるまでにどの程度の猶予時期があるか
- ・変更にあたって、変更に不服のある相手方に対して何らかの代償的手段（解約権の付与など）を与えていたり、及びその内容

2. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）は、著作権等の管理を委託する者の保護と著作物等の利用の円滑化を目的としており、委託者及び使用者の利益保護の観点から、著作権等管理事業を行う者に対して、管理委託契約約款（同法第十一條）及び使用料規程（同法第十三條）を定め文化庁長官へ届け出ることを義務付けている。関連して、文化庁長官は、委託者又は利用者の保護のため管理委託契約約款又は使用料規程の変更等の業務改善命令を出すことができることとなっている。管理委託契約約款及び使用料規程が「定型約款」に該当する場合、著作権等管理事業法の規定に基づいて変更が届出られた場合、これは「その他の変更に係る事情」として合理性を認める方向で考慮されることになるか。

【回答】

約款の変更が個別事業法に基づき適切な手続を経てされたものであるという事実は、変更の合理性を認定するための積極的な考慮要素の一つとなり得るものと考えられる。

【再質問】

「約款の変更が個別事業法に基づき適切な手続を経てされたものであるという事実」については、変更の合理性を認定するための積極的な考慮要素の一つとなり得ることであるが、個別事業法に基づき変更後に届出られた約款の合理性を判断する上で、行政庁が届け出られた約款の変更等の業務改善命令を行うことができるという点は、どのように考慮されるか。

【再回答】

第五百四十八条の四第一項第二号該当性の判断に当たっては、将来の事情を考慮することは困難であるため、将来において業務改善命令が発せられ得るという事情は基本的には考慮されないものと考えられる。

3. 第五百四十八条の四第一項第二号について

著作権等管理事業法においては、使用料規程の変更を使用とするときは、利用者又は利用者団体からあらかじめ意見を聴取するよう努めることとなっている（同法第十三条第二項）事前の意見聴取において、利用者又は利用者団体から変更内容について反対意見が出された場合は、「その他の変更に係る事情」として合理性の判断に影響を与えると解されるのか。

【回答】

1. の回答記載のとおり、「その他の変更に係る事情」は幅広い事情を含むものであるため、意見聴取手続を実施していることや、当該手続において利用者等から変更に関して反対意見が出されていることなどは、考慮され得るものと考えられるが、飽くまでも考慮要素の一つであり、第五百四十八条の四第一項第二号該当性は、飽くまでも総合的に判断される。